

枚方市立藤阪小学校PTA規約改正(案) 新旧対照表

改正前	改正後	改正の考え方
<p>第1章 総則 (中略)</p> <p>第2章 会員</p> <p>第 5 条(資格) この会の会員は、次の通りです。 (1)本校に在籍する児童の父母、またはこれにかわる保護者(以下「保護者」という) (2)本校に勤務する教職員</p> <p>第 6 条(権利と義務) この会の会員は、全て平等の権利を有し義務を負います。</p> <p>第 7 条(会員の個人情報の取り扱いについて) 本会の活動を推進する為に必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱方法」に定め適正に運用するものとする。</p> <p>第3章 役員及び役員会 第 8 条(役員の定数) 1. この会の役員は、次の通りです。 (1)会 長 1名 (2)副会長 2名</p>	<p>第1章 総則 (中略)</p> <p>第2章 会員</p> <p>第 5 条(資格) この会の会員は、次の通りです。 (1)本校に在籍する児童の父母、またはこれにかわる保護者(以下「保護者」という) (2)本校に勤務する教職員</p> <p><u>第 6 条(非加入及び退会の意思表示について)</u> <u>前条の資格を有するもののうち、非加入あるいは退会を希望するものは、新年度が始まる4月中にこの会宛に書面にて意思表示をしなければならない。</u></p> <p>第 7 条(権利と義務) この会の会員は、全て平等の権利を有し義務を負います。</p> <p>第 8 条(会員の個人情報の取り扱いについて) <u>この会の活動を推進する為に必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「枚方市立藤阪小学校PTA 個人情報取扱方法」に定め適正に運用するものとする。</u></p> <p>第3章 役員及び役員会 第 9 条(役員の種類と定数) 1. この会の役員は、次の通りです。 (1)会 長 1名 (2)副会長 2名</p>	<p>全員加入を前提としつつ、非加入と退会の方法について明記しておく。 ※年度内に次年度の加入同意を必要とする団体に見直すことを検討する。</p> <p>「本会」と「この会」の混同あり。頻度の高い「この会」に統一。 正式名称への変更。</p> <p>種類に言及しているため</p>

<p>(3)書 記 2名 (4)会 計 2名 (5)顧 問 2名</p> <p>2. 書記及び会計には各1名の補佐(書記補佐及び会計補佐)を置くものとし、これらは教職員から選出します。</p> <p>3. 各役員は、他の役員を兼ねることはできません。</p> <p>4. 顧問は、前年度役員<del>の</del>会長、副会長の中からの計2名とします。</p> <p>5. 自然災害などによる不測の事態においては、役員が他の委員を兼ねる場合があります。</p> <p>第 9 条(役員の任期)</p> <p>1. 役員の任期は、1年とします。ただし、再選はさしつかえありません。</p> <p>2. 役員は、任期満了後も、後任者が選任されるまで職務を行います。</p> <p>3. 会長に欠員が生じたときは、副会長が昇格します。ただし、この場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とします。</p> <p>4. 会長以外の役員に欠員が生じたときは、運営委員会が会員より指名し、選出して補充します。ただし、この場合は全会員に報告するものとし、また、後任者の任期は前任者の残任期間とします。</p> <p>第10条(役員の選出)</p> <p>役員は、前条4項の場合を除き、総会において選出します。</p> <p>第11条(役員の任務)</p> <p>1. 会長は、この会の代表者であり、会務を統括し、総会、委員総会、運営委員会及び役員会の召集、並びに各委員の委嘱を行います。</p> <p>2. 副会長は、会長を補佐し、会長に</p>	<p>(3)書 記 2名 (4)会 計 2名 (5)顧 問 2名</p> <p>2. 各役員は、他の役員を兼ねることはできません。</p> <p>3. <u>顧問は、前年度役員から選出します。</u></p> <p>4. 自然災害などによる不測の事態においては、役員が他の委員を兼ねる場合があります。</p> <p>第 10 条(役員の任期)</p> <p>1. 役員の任期は、1年とします。ただし、再選はさしつかえありません。</p> <p>2. 役員は、任期満了後も、後任者が選任されるまで職務を行います。</p> <p>3. 会長に欠員が生じたときは、副会長が昇格します。ただし、この場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とします。</p> <p>4. 会長以外の役員に欠員が生じたときは、<u>会員より選出して補充します。</u>ただし、この場合は全会員に報告するものとし、また、後任者の任期は前任者の残任期間とします。</p> <p>第 11 条(役員の選出)</p> <p>役員<del>の選出は</del>は、<u>第 10 条4項の場合を除き、総会において承認される必要があります。</u></p> <p>第 12 条(役員の任務)</p> <p>1. 会長は、この会の代表者であり、会務を統括し、<u>総会をはじめとする各会の招集を行うほか</u>、各委員の委嘱を行います。</p> <p>2. 副会長は、会長を補佐し、会長に</p>	<p>形骸化している教職員の役職を削除する。教職員による会計補佐については実質のチェック機能が伴う会計監査委員に変更する。</p> <p>顧問については会長、副会長の縛りをなくし役員経験者とする。</p> <p>運営委員会の記述を削除</p> <p>総会で承認される必要があることを明記。</p> <p>既存会議体制を見直すため具体名を削除</p>
---	--	--

<p>事故があるときはその職務を代行します。</p> <p>3. 書記は、この会の総会、運営委員会その他、主要会議の議事内容及び活動に関する記録、通信、資料の保管等を行います。</p> <p>4. 会計は、この会の会計事務を行い総会において予算、決算の報告をします。</p> <p>5. 顧問は、この会の相談・サポート役を行います。</p> <p>第11条の1(役員会の構成) 役員会は、原則として第7条の役員によって構成されますが、校長及び教頭は、役員の依頼により、または自ら必要に応じてこれに出席できるものとします。</p> <p>第11条の2(役員会の任務) 役員会は、この会の全体的な事業や行事を企画立案して、運営委員会に提案するとともに、各委員会が企画した行事等の調整を行います。</p>	<p>事故があるときはその職務を代行します。</p> <p>3. 書記は、<u>この会の主要会議の議事内容及び活動に関する記録、通信、資料の保管等</u>を行います。</p> <p>4. 会計は、この会の会計事務を行い総会において予算、決算の報告をします。</p> <p>5. 顧問は、この会の相談・サポート役を行います。</p> <p>第13条(役員会の構成) 役員会は、<u>第9条の役員によって構成され、校長及び教頭は、役員の依頼により、または自ら必要に応じてこれに出席できるものとします。また、会員向けの通知等では「PTA 本部」と呼称する場合があります。</u></p> <p>第14条(役員会の任務) 役員会の任務は次の通りとします。 <u>(1)規約ならびに総会の決議に従ってこの会の案件を処理すること。</u> <u>(2)事業や行事の企画立案や各委員会が企画した行事等の調整。</u> <u>(3)総会に提出する案件の審議</u> <u>(4)総会の決議を要しない細則等の改正と周知及び専門委員会の再編成及び臨時委員会の設置</u></p>	<p>書記が記録する会議名も具体名を削除</p> <p>条数のずれの訂正。 通知等で使用している「PTA 本部」について規約上も明記。</p> <p>運営委員会の権限を役員会に移行する。</p>
<p>第4章 会計監査委員</p> <p>第12条(会計監査委員の定数と任務)</p> <p>1. この会の経理を監査するため、2名の会計監査委員を置きます。</p> <p>2. 会計監査委員は、年2回、この会の会計監査を行うものとします。</p> <p>3. 会計監査委員は、役員及び他の委員を兼ねることはできません。</p>	<p>第4章 会計監査委員</p> <p>第15条(会計監査委員の定数と任務)</p> <p>1. この会の経理を監査するため、2名の会計監査委員を置きます。</p> <p>2. 会計監査委員は、<u>年1回決算総会前に、この会の会計監査を行うもの</u>とします。<u>なお、役員会の要請があった場合は、年度途中に会計監査を行う必要があります。</u></p> <p>3. 会計監査委員は、役員及び他の委</p>	<p>会計監査のタイミングを年1回でも可能なように変更。</p>

<p>第13条(会計監査委員の選出)</p> <p>1. 会計監査委員は、前年の役員より選出するものとします。</p> <p>2. 前年の役員の中に卒業・転出等の理由により該当者のいない場合には、役員に準じて選出します。</p> <p>3. 会計監査委員に欠員が生じたときは、運営委員会が会員より指名し選出して補充するものとします。ただし、この場合は全会員に報告するものとし、また後任者の任期は、前任者の残任期間とします。</p>	<p>員を兼ねることはできません。</p> <p>第16条(会計監査委員の選出)</p> <p>1. 会計監査委員のうち1名は、前年の役員より選出し、<u>残り1名は教職員から選出することとし、本条3項の場合を除き総会において承認される必要があります。</u></p> <p>2. 前年の役員の中に卒業・転出等の理由により該当者のいない場合には、役員に準じて選出します。</p> <p>3. 会計監査委員に欠員が生じたときは、<u>会員より選出して補充するもの</u>とします。ただし、この場合は全会員に報告するものとし、また後任者の任期は、前任者の残任期間とします。</p>	<p>会計監査委員について教職員から選出することを明記する。</p> <p>運営委員会による指名という記述を削除。</p>
<p>第5章 総会</p> <p>第14条(総会の性格と構成)</p> <p>総会は、この会の最高決議機関であり、全会員をもって構成します。</p> <p>第15条(総会の開催と通知)</p> <p>1. 定期総会として、予算総会及び決算総会を少なくともそれぞれ年1回開催するものとします。</p> <p>2. 会長は、次の場合には、臨時総会を開かねばなりません。</p> <p>(1)運営委員会が必要と認めた場合</p> <p>(2)全会員の10分の1以上の要求があった場合</p> <p>3. 総会は、その目的、内容、日時、場所を記載した文書によって、開催日の5日前までに全会員に通知するものとします。</p> <p>第16条(総会の成立、決議及び議長)</p> <p>1. 総会は、全会員の5分の1以上の出席(委任状を含む)で成立します。</p> <p>2. 総会の議決は出席全員の過半数</p>	<p>第5章 総会</p> <p>第17条(総会の性格と構成)</p> <p>総会は、この会の最高決議機関であり、全会員をもって構成します。</p> <p>第18条(総会の開催と通知)</p> <p>1. 定期総会として、予算総会及び決算総会をそれぞれ年1回開催するものとします。<u>同時開催することも可</u>とします。</p> <p>2. 会長は、次の場合には、臨時総会を開かねばなりません。</p> <p>(1)<u>役員会</u>が必要と認めた場合</p> <p>(2)全会員の10分の1以上の要求があった場合</p> <p>3. 総会は、その目的、内容、日時、場所を記載した文書によって、開催日の5日前までに全会員に通知するものとします。</p> <p>第19条(総会の成立、議決及び議長)</p> <p>1. 総会は、全会員の5分の1以上の出席(委任状を含む)で成立します。</p> <p>2. 総会の議決は出席全員の過半数</p>	<p>年一回ずつしか想定されないため「少なくとも」は削除。</p> <p>年1回(同時)開催への移行を可能にしておく。</p> <p>運営委員会の記述を役員会に変更。</p>

<p>の同意を必要とし、可否同数のときは、議長が決めるものとします。</p> <p>3. 総会の議長は、総会において出席した会員の中から選出します。</p> <p>第17条(総会の決議事項) 総会で決議する事項は、つぎのとおりです。</p> <p>(1)役員及び会計監査委員の選出 (2)事業計画ならびに予算の審議決定 (3)事業報告と決算報告の承認 (4)規約の改正 (5)その他の重要事項</p>	<p>の同意を必要とし、可否同数のときは、議長が決めるものとします。</p> <p>3. 総会の議長は、総会において出席した会員の中から選出します。</p> <p>第20条(総会の決議事項) 総会で決議する事項は、つぎのとおりです。</p> <p>(1)役員及び会計監査委員の選出 (2)事業計画と予算 (3)事業報告と決算 (4)規約の改正 (5)その他の重要事項(「<u>枚方市立藤阪小学校 PTA 個人情報取扱方法</u>」「<u>枚方市立藤阪小学校PTA慶弔規定</u>」の改正など)</p>	<p>文言を整理し、すべて決議(承認)されるものとして統一する。</p> <p>個人情報取扱方法、慶弔規定を規約内で明記することに伴い、改正についても具体的に言及しておく。</p>
<p>第7章 学年委員、専門委員、サポート委員、臨時委員 第22条(学年委員)</p> <p>1. 学年委員は、各学級の保護者の代表(以下「学年委員」と呼ぶ)及び担任の教職員で構成します。</p> <p>2. 学年委員は、教職員と保護者の連絡及び親睦を深め、学級、学年の運営が円滑にゆくように努めます。</p> <p>3. 学年委員はPTA会員とともに学校内外の美化等に関し積極的に活動し、ピカピカデーなどの作業も行うものとします。</p> <p>4. 学年委員は、次年度の役員候補者の推薦に務めるとともに、指名委員会の役員候補者の選出に協力します。</p> <p>5. 学年委員は、藤小校区まつり業務に携わります。</p> <p>6. 学年委員は、ベルマーク集計・発送などの作業を行います。</p> <p>7. 学年委員は、運動会の手伝い、協力をします。</p> <p>8. 自然災害などによる不測の事態においては、上記の活動内容に変更</p>	<p>第6章 学年委員、専門委員(生活委員、給食委員)、サポート委員、臨時委員 第21条(学年委員)</p> <p>1. 学年委員は、各学級の保護者の代表を務め、<u>学年ごとに学年委員会を構成します。</u></p> <p>2. 学年委員は、教職員と保護者の連絡及び親睦を深め、学級、学年の運営が円滑にゆくように努めます。</p> <p>3. 学年委員は役員会と連携し <u>PTA行事や学校行事への協力などを行うものとします。</u></p> <p>4. 学年委員は、次年度の役員候補者の選出に協力します。</p> <p>5. 年度ごとの事業計画や自然災害などによる不測の事態においては、上記の活動内容に変更が生じる場合があります。</p>	<p>専門委員名を明記する。</p> <p>現状に合わせて文言を削除。役員会との連携を明記。</p> <p>規約上、行事名を明記しないこととする。また、前年踏襲によらない活動内容になることを示唆しておく。</p>

<p>が生じる場合があります。</p> <p>第23条(専門委員)</p> <p>1. 専門委員は、次項の各委員に所属する保護者(以下「専門委員」と呼ぶ)及び教職員によって構成します。</p> <p>2. 専門委員の種類と任務は、次のとおりとします。</p> <p>(1)生活指導委員</p> <p>本校及び他の団体と協力して児童の安全や非行防止に努めるとともに、各地区との連絡にあたり地区内の会員の実状や意見をこの会に反映させます。</p> <p>(2)広報委員(2020年度より廃止)</p> <p>ただし、この会の活動状況を会員に知らせること、PTA活動の理解と協力を得られるために、PTAからのお知らせを発行することがあります。</p> <p>(3)福祉体育給食委員</p> <p>他の団体と協力して地区内の行事に参加し、福祉活動を通じて児童及び会員と地域との親睦を深めます。また児童及び会員に運動を通じて親睦を深める機会を与えるとともに、会員の学校給食への関心を高めるよう努めます。</p> <p>3. 福祉体育給食委員は、ベルマーク、カートリッジの集計・発送などの作業も行います。</p> <p>4. 専門委員は、藤小校区まつり業務に携わります。</p> <p>5. 専門委員は、運動会の手伝い、協力をします。</p> <p>6. 自然災害などによる不測の事態においては、上記の活動内容に変更が生じる場合があります。</p>	<p>第22条(専門委員)</p> <p>1. <u>専門委員は、専門委員ごとに専門委員会を構成します。</u></p> <p>2. 専門委員の種類と任務は、次のとおりとします。</p> <p>(1)生活委員</p> <p>本校及び他の団体と協力して児童の安全安心の向上に努めます。</p> <p>(2)給食委員</p> <p>本校及び他の団体と協力して<u>会員の学校給食への関心を高めるよう努めます。</u></p> <p>3. 専門委員は、<u>役員会と連携しPTA行事や学校行事への協力などを行うもの</u>とします。</p> <p>4. <u>年度ごとの事業計画や自然災害などによる不測の事態においては、上記の活動内容に変更が生じる場合があります。</u></p>	<p>委員名が実態にそぐわないためシンプルなものに変更</p> <p>現状に合わせて文言を削除。役員会との連携を明記。</p> <p>規約上、行事名を明記しないこととする。また、前年踏襲によらない活動内容になることを示唆しておく。</p>
<p>第24条(サポート委員)</p> <p>1. サポート委員は、6年生の保護者のうち、各委員選出後においても委員未経験となった保護者(以下「サポ</p>	<p>第23条(サポート委員)</p> <p>1. サポート委員は、6年生の保護者のうち、<u>役員及び委員未経験となった会員が担います。</u></p>	<p>役員経験についても明記。</p>

<p>一ト委員」と呼ぶ)及び教職員で構成します。</p> <p>2. サポート委員は、カートリッジ発送、ピカピカデー、ベルマーク集計・発送、運動会の手伝い、協力などの作業も行います。</p> <p>3. サポート委員は、藤小校区まつり業務に携わります。</p> <p>4. 自然災害などによる不測の事態においては、本部活動の補助などを行います。</p> <p>第25条(臨時委員) 臨時委員は、特定の目的を遂行するため運営委員会の承認を得て設置され、その任務の終了により解散します。</p> <p>第26条(事業の遂行) 各委員会の計画を実行に移すときは、会長の承認を得るものとします。</p> <p>第27条(委員の選出及び任期) 委員の選出、任期は、細則で定めま</p>	<p>2. サポート委員は、<u>役員会と連携しPTA 行事や学校行事への協力などを行うもの</u>とします。</p> <p>第24条(臨時委員) 臨時委員は、特定の目的を遂行するため<u>役員会</u>の承認を得て設置され、その任務の終了により解散します。</p> <p>第25条(事業の遂行) 各委員会の計画を実行に移すときは、会長の承認を得るものとします。</p> <p>第26条(委員の選出及び任期) 委員の選出、任期は、細則で定めま</p>	<p>自然災害に起因するのではなく、役員会との連携によることを明記。規約上、行事名を明記しないこととする。</p> <p>運営委員会から役員会に変更する。</p>
<p>第6章 運営委員会</p> <p>第18条(運営委員会の性格と構成) 運営委員会は、総会の決議にもとづいて、この会の業務を運営する機関であり、役員、学年委員の正、副学年委員長、各専門委員の正、副委員長、サポート委員の正、副委員長ならびに校長、教頭によって構成します。</p> <p>第19条(運営委員会の開催) 運営委員会は、会長が必要と認めるとき、または運営員会の4分の1以上の要請を受けたときに、会長が召集します。</p> <p>第20条(運営委員会の成立) 運営委員会は、構成員の3分の1以</p>	<p>第7章 運営委員会</p> <p>第27条(運営委員会の構成) 運営委員会は、<u>役員</u>に加え、学年委員の正・副学年委員長、各専門委員の正・副委員長ならびに校長、教頭によって構成します。</p> <p>第28条(運営委員会の開催) 運営委員会は、会長が必要と認めるとき、または運営員会の4分の1以上の要請を受けたときに、会長が召集します。</p>	<p>運営委員会の役割の見直しに伴い、専門委員会の次の章とする。運営委員会の構成員については基本的に踏襲するがサポート委員については削除。</p> <p>意思決定機関ではなくなることから</p>

<p>上の出席によって成立します。</p> <p>第21条(運営委員会の任務) 運営委員会の任務は、次のとおりとします。</p> <p>(1)役員会、学年委員会、各専門委員会、サポート委員会及び臨時委員会で企画立案された事業や行事に関する審議</p> <p>(2)総会に提出する案件の審議</p> <p>(3)専門委員会の再編成及び臨時委員会の設置</p> <p>(4)会長の諮問に応じるとともに、規約ならびに総会の決議に従ってこの会の案件を処理すること。</p>	<p>第29条(運営委員会の任務) 運営委員会の任務は、<u>役員会では審議しえない全体的な行事や案件について審議、処理することとします。</u></p>	<p>成立規約については削除。</p> <p>運営委員会の役割を多人数による全体的な会議としておき、各案件処理については基本的に役員会で執行していくものとする。</p>
<p>第8章 会計</p> <p>第28条(会計及び会計年度)</p> <p>1. この会の経費は、会費及びその他の収入をもって、これにあてます。</p> <p>2. 会費は、会員1家庭月額200円とします。</p> <p>3. この会の経費は、総会で認められた予算によって賄われ、会計監査を経て総会に報告し、承認を受けるものとします。</p> <p>4. この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わります。</p>	<p>第8章 会計</p> <p>第30条(会計及び会計年度)</p> <p>1. この会の経費は、会費及びその他の収入をもって、これにあてます。</p> <p>2. 会費は、会員1家庭月額200円とします。</p> <p>3. <u>この会の収支は総会で承認された予算に基づき執行され、会計監査を経て総会に報告し、承認を受けるものとします。</u></p> <p>4. この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わります。</p> <p>第31条(慶弔規定) <u>会員等に対する弔辞及び傷病見舞い等については「枚方市立藤阪小学校PTA慶弔規定」において定めます。</u></p>	<p>予算については収入、支出いずれも規定するものであることから文言を整理。</p> <p>慶弔規定について規約上、位置づけがなかったため、規約上に明記する。</p>
<p>第9章 PTA内諸団体(PTAサークル)</p> <p>第29条(規定)</p> <p>本規約第1章総則第2条の規定に基づき、PTA会員の相互の親睦と研修を目的として、現会員、会員OB及びサークルの趣旨に賛同できる方によ</p>	<p>第9章 PTA内諸団体(PTAサークル)</p> <p>第32条(規定)</p> <p>第2条に基づき、PTA会員の相互の親睦と研修を目的として、現会員、会員OB及びサークルの趣旨に賛同できる方によって結成された団体で、</p>	<p>他と合わせ、シンプルに条数のみを記載する。</p>

<p>って結成された団体で、総会の承認を受けたものをいいます。(以下「サークル」と言う)</p> <p><b>第30条(義務)</b> サークルは以下の義務を負うものとします。</p> <p>1. サークルはその活動趣旨を明確にし、構成委員、活動内容について書面をもって、PTA全会員に報告しなければいけません。</p> <p>2. サークルは新規会員の募集を随時行います。</p> <p>3. サークル存続は1年度制とし、同条1の報告書をもって存続の承認を総会にて受けるものとします。</p> <p><b>第31条(独立性)</b> サークルは、PTA本体から通常の活動範囲において制限を受けませんがPTA本部の要請には原則として従わなければいけません。また、サークルの活動費用については、PTA本体の会計とは全く独立しています。但し、そのサークルの性格がボランティアを基本とし、PTA会員、児童の活動等に協力するような団体については、その限りではありません。</p> <p><b>第32条(違背)</b> 万一、第28条の目的に違背するような場合には、PTA本部は該当サークルを即時解散することができます。</p>	<p>総会の承認を受けたものをいいます。(以下「サークル」と言う)</p> <p><b>第33条(義務)</b> サークルは以下の義務を負うものとします。</p> <p>1. <u>サークルの結成及び存続に当たっては</u>その活動趣旨を明確にし、構成委員、活動内容について書面をもって、PTA全会員に報告しなければいけません。</p> <p>2. サークルは新規会員の募集を随時行います。</p> <p>3. <u>存続は1年度制とし、総会の承認を必要と</u>します。</p> <p><b>第34条(独立性)</b> サークルは、PTA本体から通常の活動範囲において制限を受けませんが<u>役員会の要請には原則として従わなければいけません</u>。また、サークルの活動費用については、PTA本体の会計とは<u>独立</u>します。</p> <p><b>第35条(違背)</b> <u>第32条から第34条に</u>違背するような場合には、<u>役員会</u>は該当サークルを即時解散することができます。</p>	<p>新規立ち上げについての言及がないため明記する。</p> <p>報告書の定義が曖昧なため削除。他の総会決議事項に文言を合わせる。</p> <p>規約内では、PTA 本部が初出となるため、他に合わせ、「役員会」としておく。 「但し、…」以降の文章は「PTA 本体の会計と独立する」という説明に内包されるものであり、ボランティア団体であれば会計上の独立性を担保しなくてもよいと受け取れるので削除する。ボランティア団体という性格を受け、PTA 本体から金銭的支援を行うことがあったとしても、それはPTA 本体での予算編成で審議される内容であり、会計間の独立性の例外として言及する必要はない。参照する条数を訂正する。PTA 本部を役員会に変更。</p>
<p><b>第10章 規約の改正</b> <b>第33条(規約の改正)</b> この規約の改正は、第22条(専門委員会)、の規定を除き、総会の決議を必要とします。この場合、改正案は総会の5日前までに全会員に知らせるものとします。</p>	<p><b>第10章 規約の改正と細則</b> <b>第36条(規約の改正)</b> <u>規約</u>の改正は、総会の決議を必要とします。</p>	<p>専門委員会の規定のみ総会決議の対象から外す必要性がないため、例外規定を削除する。総会内容の5日前までの提示は総会の規定で言及しているため、ここでは削除する。</p>

<p>第34条(細則) この規約の施行に必要な事項については、細則で定めます。</p>	<p>第37条(細則) この規約の施行に必要な事項については、細則で定めます。</p>	
---	---	--

細則の改正(案) 新旧対照表

改正前	改正後	
<p>本規定は、役員及び各委員の選出方法を定めるものである。</p> <p>第 1 条(役員等のカウント制) 保護者は1児童が在校中に1回以上、役員・学年委員・専門委員のいずれかを務めることとします。(1児童1カウント制)尚、役員(会長・副会長・書記・会計)を務めた保護者については、以降の役員・委員選出の際に免除されます。(永久カウント制)但し、立候補はPTA規約第3章第8条の1に該当する以外では、制限をかけません。</p> <p>第 2 条(役員及び会計監査委員(規約第12条2項の場合)の候補者)役員及び会計監査委員の候補者は次のとおりとします。 (1)自ら立候補した者 (2)指名委員会から指名された者 (3)その他会員から推薦された者 但し、(2)及び(3)の場合は、本人の承諾を必要とします。</p> <p>第 3 条(役員及び会計監査委員の候補者の選出) 1. 指名委員は、役員及び会計監査委員の自立候補者にたいする1週間の届け出期間を公示した後、その受付を締め切ります。 2. 指名委員会は、役員及び会計監査委員の候補者を決算総会の少なくとも5日前までに会員に告示するものとします。</p>	<p>本規定は、<u>規約の施行に必要な事項</u>について定めるものである。</p> <p>第 1 条(役員等のカウント制) <u>1. 保護者は1児童が在校中に1回以上、役員・学年委員・専門委員のいずれかを務めることとします。(1児童1カウント制)</u> <u>2. 役員を務めた保護者については、以降の役員・委員選出の際に免除されます。(永久カウント制)</u> <u>3. 立候補は制限をかけません。</u></p> <p>第 2 条(役員候補者の選出) <u>1. 役員の立候補を受け付ける1週間以上の届け出期間を公示した後、その受付を締め切ります。</u> <u>2. 役員の立候補がない場合は以下に定める方法により選出するものとします。</u> (1)<u>本校内</u>において、<u>役員及び委員</u>未経験者を優先とし「くじ引き」方式で候補者を選出します。(合意によりその他の方法も可) (2)選出された候補者は指定された場所に集合し、その中より該当役員の選出を行います。(選出方法は該当者間での合議により決定) *但し、特別の事由があり役員活動の出来ない場合は事前に書面にて申し出をし、<u>役員会</u>の承諾を必要とします。 <u>3. 規約第 16 条3項に該当する場合</u></p>	<p>細則の位置づけについて規約上の記述と統一する。</p> <p>項数を追記。 「8条の1(種類と定員)に該当する以外」という例外規定の意図が不明確のため削除する。</p> <p>活動実態に合わせ、本人の意思によらない「指名」「他者からの推薦」という手法については削除する。シンプルに立候補を受け付け、いなければ抽選という実態に合わせる。</p> <p>藤阪小学校を本校に変更。役員を記載。</p> <p>指名委員会の記述を削除し役員会に変更。ある特定の状況のみ適用される会計監査委員の会員選出の記述を最後尾に移動する。</p>

<p>3. 細則第2条に該当する役員及び会計監査委員の候補者を決算総会の1ヶ月前までに会員に告示できないと指名委員会が判断した場合は、以下に定める方法により選出するものとしします。</p> <p>(1) 藤阪小学校内において、委員未経験者を優先とし「くじ引き」方式で候補者を選出します。(合意によりその他の方法も可)</p> <p>(2) 選出された候補者は指定された場所に集合し、その中より該当役員の選出を行います。(選出方法は該当者間での合議により決定)</p> <p>* 但し、特別の事由があり役員活動の出来ない場合は事前に書面にて申し出をし、指名委員会の承諾を必要とします。</p>	<p><u>の会計監査委員の選出については前項の方法を準用します。</u></p>	
<p>第 4 条(指名委員及び指名委員会)</p> <p>1. 委員会は、次の者により構成されます。</p> <p>(1) 役員および役員経験者(但しPTA会員に限る)</p> <p>(2) 校長、教頭</p> <p>2. 必要と認められるときは、指名委員の増減を行うことができるものとしします。</p>		<p>指名という活動自体が実態にそぐわないため指名委員という位置づけ自体を削除する。</p>
<p>第 6 条(学年委員及びその選出)</p> <p>1. 学年委員は、新学年ごとの互選により選出するものとしします。その任期は、すべて1年としします。</p> <p>2. 各学年の学級委員は、学年ごとに学年委員会を構成し、互選により正副学年委員長各1名を選出します。</p> <p>3. 自然災害などによる不測の事態においては、その発生時期によっては、委員選出を行わない場合があります。</p>	<p>第 3 条(学年委員の選出)</p> <p>1. <u>学年委員の立候補を受け付ける1週間以上の届け出期間を公示した後、その受付を締め切ります。</u></p> <p>2. <u>立候補がない場合は「くじ引き」方式で候補者を選出します。</u></p> <p>3. <u>学年委員は、その任期は、1年とし、学年ごとに学年委員会を構成し、互選により正副学年委員長各1名を選出します。</u></p> <p>4. 自然災害などによる不測の事態においては、その発生時期によっては、委員選出を行わない場合があります</p>	<p>「互選で選出する」という方法が具体的ではないため、学年委員についても立候補→なければくじ引きに変更する。</p>

<p>第 5 条(専門委員及びその選出)</p> <p>1. 専門委員は、新学期に各学年の互選により選出します。選出された委員の中から各専門委員の配置をします。その任期は、すべて1年とします。</p> <p>2. 各専門委員は、専門委員会ごとの互選により正副委員長各1名を選出します。</p> <p>3. 自然災害などによる不測の事態においては、その発生時期によっては、委員選出を行わない場合があります。</p> <p>第 7 条(サポート委員及びその選出)</p> <p>1. サポート委員は、新学期に各委員選出後においても委員未経験となった6年生の保護者とします。</p> <p>2. サポート委員は、サポート委員会を構成し、互選により正副委員長各1名を選出します。</p> <p>第 8 条(委員の臨時増員)</p> <p>1. 以下の場合に該当する年のみ枚方市PTA協議会役員の業務のみを担当する委員を1名増員する事ができる。</p> <p>(1)枚方市PTA協議会の定める輪番表により、小学部会長、小学副部会長、枚方市PTA協議会役員、ブロック長に当たっている年。</p> <p>その場合、枚方市PTA協議会役員を担当する者は本部には属さない。</p> <p>(2)枚方市PTA協議会の定める生活指導委員会役職者選任輪番表により、副委員長、部会長、副部会長、第</p>	<p>ます。</p> <p>第 4 条(専門委員の選出)</p> <p>1. 専門委員の立候補を受け付ける1週間以上の届け出期間を公示した後、その受付を締め切ります。</p> <p>2. 立候補がない場合は「くじ引き」方式で候補者を選出します。</p> <p>3. 選出された委員の中から各専門委員の配置をします。その任期は、すべて1年とします。</p> <p>4. 各専門委員は、専門委員会ごとの互選により正副委員長各1名を選出します。</p> <p>5. 自然災害などによる不測の事態においては、その発生時期によっては、委員選出を行わない場合があります。</p> <p>第 5 条(サポート委員の選出)</p> <p>1. サポート委員は、役員及び各委員選出後においても役員及び委員未経験となった新6年生の保護者とします。</p> <p>2. サポート委員は、サポート委員会を構成し、互選により正副委員長各1名を選出します。</p> <p>第 6 条(委員の臨時増員)</p> <p>1. 以下の場合に該当する年のみ枚方市PTA協議会役員の業務のみを担当する委員を1名増員する事ができます。</p> <p>(1)枚方市PTA協議会の定める輪番表により、小学部会長、小学副部会長、枚方市PTA協議会役員、ブロック長に当たっている年。</p> <p>その場合、枚方市PTA協議会役員を担当する者は役員会及び運営委員会には属しません。</p> <p>(2)枚方市PTA協議会の定める生活指導委員会役職者選任輪番表によ</p>	<p>「互選で選出する」という方法が具体的ではないため、専門委員についても立候補→なければくじ引きに変更する。</p> <p>役員についても明記。</p> <p>本部の位置づけを「役員会」とする。運営委員会にも属さないことを明記しておく。</p>
---	---	---

<p>2ブロック長に当たっている年。  その場合、生活指導委員が1名増え、福祉体育給食委員が1名減りま  す。</p> <p>(3)枚方市PTA協議会の定める給食委員会役職者選任輪番表により、委員長、副委員長、業者選定委員、物資選定委員、第2ブロック長に当たっている年。  その場合福祉体育給食委員が1名増え、生活指導委員が1名減りま  す。</p> <p>第9条(役員、専門委員、学年委員、サポート委員の欠員)  1. 役員、専門委員、学年委員、サポート委員を辞する場合は、病気、転校などのやむを得ない事情以外は原則認めないものとします。  2. 役員、専門委員、または学年委員に欠員が生じた場合、その補充については運営委員会の決定に従うものとします。</p> <p>第10条(細則の改廃)  この細則の改廃は、総会の決議を必要とします。この場合改廃案は総会の5日前までに全会員に知らせるものとします。</p>	<p>り、副委員長、部会長、副部会長、第2ブロック長に当たっている年。  その場合、<u>生活委員</u>が1名増え、<u>給食委員</u>が1名減ります。</p> <p>(3)枚方市PTA協議会の定める給食委員会役職者選任輪番表により、委員長、副委員長、業者選定委員、物資選定委員、第2ブロック長に当たっている年。  その場合<u>給食委員</u>が1名増え、<u>生活委員</u>が1名減ります。</p> <p>第7条(役員、学年委員、専門委員、サポート委員の欠員)  1. 役員、<u>学年委員</u>、<u>専門委員</u>、サポート委員を辞する場合は、病気、転校などのやむを得ない事情以外は原則認めないものとします。  2. 役員、<u>学年委員</u>、<u>専門委員</u>に欠員が生じた場合、その補充については<u>役員会</u>の決定に従うものとします。</p> <p>第8条(細則の改正)  この細則の改正は、<u>役員会</u>で審議し決定します。<u>改正した細則は総会等において、全会員に知らせるものと</u>します。</p>	<p>名称の変更を反映。</p> <p>記載の順番を細則の順番に合わせる。</p> <p>規約改正は総会で決議するが、補完的な役割を果たす細則改正については役員会で決定できるよう変更する。</p>
<p>枚方市立藤阪小学校PTA慶弔規定</p> <p>1. 弔辞  (ア)本校PTA会員、児童死亡  10,000円並びに櫛(又は、供花)1対  (イ)本校教職員の配偶者・こども死亡 5,000円並びに櫛(又は、供花)1対  (ウ)本校教職員の両親(同居)  3,000円並びに櫛(又は、供花)1対</p> <p>2. 傷病見舞</p>	<p>枚方市立藤阪小学校PTA慶弔規定</p> <p>1. 弔辞  (ア)本校PTA会員、児童死亡  10,000円並びに櫛(又は、供花)1対  (イ)本校教職員の配偶者・こども死亡 5,000円並びに櫛(又は、供花)1対  (ウ)本校教職員の両親(同居)  3,000円並びに櫛(又は、供花)1対</p> <p>2. 傷病見舞</p>	

<p>児童並びに本校教職員が傷病のため、引き続いて1ヶ月以上入院又は、加療の見込みの時は、3,000円以内の見舞い品を贈ります。</p> <p>3. その他 この規定に定めるもののほか必要事項は、役員会で協議する。</p> <p>附1. 本規定は、総会または委員総会に置いて、出席者の3分の2以上の賛成がなければ改廃できない。</p> <p>2. 本規定は、昭和56年7月15日から施行する。</p> <p>3. 本規定は、2024年3月9日に改正され、即日施行します。</p>	<p>児童並びに本校教職員が傷病のため、引き続いて1ヶ月以上入院又は、加療の見込みの時は、3,000円以内の見舞い品を贈ります。</p> <p>3. その他 <u>(1)この規定に定めるもののほか必要事項は、役員会で協議する。</u> <u>(2)この規定の改正は、総会の決議を必要とします。</u></p> <p><u>(附則)</u> 1. 本規定は、昭和56年7月15日から施行する。 2. 本規定は、2024年3月9日に改正され、即日施行します。</p>	<p>附則と条項の位置づけを整理。委員総会で決議できる理由が不明瞭のため、明確に総会決議の対象とし、賛成要件についても特別な規定を設けないこととする。</p>
---	---	---